

消 防 予 第 93 号  
消 防 危 第 53 号  
令 和 8 年 3 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長

消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の  
策定及び公表の状況等に関する調査（第4回）の結果について（通知）

「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の  
策定及び公表の状況等に関する調査（第4回）について」（令和8年1月26日付  
け消防予第29号・消防危第14号）により実施した調査の結果について、別紙1  
のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

行政指導指針を策定し、当該指針を公表していない消防本部につきましては、  
別紙2、3を参考の上、早急にインターネット上で公表していただきますようお  
願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防  
の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願  
いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づ  
く助言として発出するものであることを申し添えます。

（問合せ先）

予防課

担当：服部、明田、関、城取

TEL：03-5253-7523

MAIL：[yobo@soumu.go.jp](mailto:yobo@soumu.go.jp)

危険物保安室

担当：羽田野、三宅、中山

TEL：03-5253-7524

MAIL：[fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)

消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表状況等に関する調査（第4回）の結果について（令和8年2月1日時点）

## 1 消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針について

### （1）法第17条第1項関連のもの

#### ① 策定団体数

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
策定団体数	247 団体/749 団体 (33%)	257 団体/749 団体 (34%)	+10 団体

#### ② 公表状況

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
公表団体数 (A)	194 団体/247 団体 (79%)	222 団体/257 団体 (86%)	+28 団体
うちインターネット公表団体数 (B)	155 団体/194 団体 (80%)	193 団体/222 団体 (87%)	+38 団体
うちインターネットで公表していない団体数 (C)	39 団体/194 団体 (20%)	29 団体/222 団体 (13%)	▲10 団体
非公表団体数 (D)	53 団体/247 団体 (21%)	35 団体/257 団体 (14%)	▲18 団体
【参考】 インターネットで公表していない団体総数 (C+D)	92 団体/247 団体 (37%)	64 団体/257 団体 (25%)	▲28 団体

※ (C) は、事務所備付け・閲覧等で公表している団体

#### ③ インターネットで公表していない団体における公表予定時期

	令和7年度中	令和8年度中	時期未定
公表予定時期	12 団体/64 団体 (19%)	21 団体/64 団体 (33%)	31 団体/64 団体 (48%)

(2) 法第 17 条第 2 項関連のもの

① 策定団体数

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
策定団体数	59 団体/749 団体 (8%)	75 団体/749 団体 (10%)	+16 団体

② 公表状況

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
公表団体数(A)	51 団体/59 団体 (86%)	63 団体/75 団体 (84%)	+12 団体
うちインターネット公表団体数(B)	35 団体/51 団体 (69%)	51 団体/63 団体 (81%)	+16 団体
うちインターネットで公表していない団体数(C)	16 団体/51 団体 (31%)	12 団体/63 団体 (19%)	▲4 団体
非公表団体数(D)	8 団体/59 団体 (14%)	12 団体/75 団体 (16%)	+4 団体
【参考】 インターネットで公表していない団体総数(C+D)	24 団体/59 団体 (41%)	24 団体/75 団体 (32%)	±0 団体

※ (C) は、事務所備付け・閲覧等で公表している団体

③ インターネットで公表していない団体における公表予定時期

	令和 7 年度中	令和 8 年度中	時期未定
公表予定時期	4 団体/24 団体 (17%)	8 団体/24 団体 (33%)	12 団体/24 団体 (50%)

## 2 危険物施設の技術基準に関する行政指導指針について

### (1) 法第10条第4項関連のもの

#### ① 策定団体数

	R7.2.1時点	R8.2.1時点	増減
策定団体数	161 団体/749 団体 (21%)	181 団体/749 団体 (24%)	+20 団体

#### ② 公表状況

	R7.2.1時点	R8.2.1時点	増減
公表団体数(A)	132 団体/161 団体 (82%)	150 団体/181 団体 (83%)	+18 団体
うちインターネット公表団体数(B)	79 団体/132 団体 (59%)	111 団体/150 団体 (74%)	+32 団体
うちインターネットで公表していない団体数(C)	53 団体/132 団体 (40%)	39 団体/150 団体 (26%)	▲14 団体
非公表団体数(D)	29 団体/161 団体 (18%)	31 団体/181 団体 (17%)	+2 団体
【参考】 インターネットで公表していない団体総数(C+D)	82 団体/161 団体 (51%)	70 団体/181 団体 (39%)	▲12 団体

※ (C) は、事務所備付け・閲覧等で公表している団体

#### ③ インターネットで公表していない団体における公表予定時期

	令和7年度中	令和8年度中	時期未定
公表予定時期	13 団体/70 団体 (19%)	23 団体/70 団体 (33%)	34 団体/70 団体 (49%)

(2) 法第9条の4第2項関連のもの

① 策定団体数

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
策定団体数	150 団体/749 団体 (20%)	169 団体/749 団体 (23%)	+19 団体

② 公表状況

	R7. 2. 1 時点	R8. 2. 1 時点	増減
公表団体数 (A)	110 団体/150 団体 (73%)	128 団体/169 団体 (76%)	+18 団体
うちインターネット公表団体数 (B)	<b>66 団体/110 団体 (60%)</b>	<b>96 団体/128 団体 (75%)</b>	<b>+30 団体</b>
うちインターネットで公表していない団体数 (C)	44 団体/110 団体 (40%)	32 団体/128 団体 (25%)	▲12 団体
非公表団体数 (D)	40 団体/150 団体 (27%)	41 団体/169 団体 (24%)	+1 団体
【参考】 インターネットで公表していない団体総数 (C+D)	84 団体/150 団体 (56%)	73 団体/169 団体 (43%)	▲11 団体

※ (C) は、事務所備付け・閲覧等で公表している団体

③ インターネットで公表していない団体における公表予定時期

	令和7年度中	令和8年度中	時期未定
公表予定時期	14 団体/73 団体 (19%)	22 団体/73 団体 (30%)	37 団体/73 団体 (51%)

行政指導指針のインターネット上での公表予定が「時期未定」の消防本部

(令和8年2月1日時点)

1 消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針（消防法第17条第1項関連）【31団体】

都道府県	消防本部
北海道	南渡島消防事務組合消防本部
	西胆振行政事務組合消防本部
	三笠市消防本部
	羊蹄山ろく消防組合消防本部
	とがち広域消防局
福島県	双葉地方広域市町村圏組合消防本部
新潟県	新発田地域広域事務組合消防本部
	上越地域消防局
	村上市消防本部
栃木県	鹿沼市消防本部
茨城県	茨城西南広域消防本部
埼玉県	川越地区消防組合
	埼玉東部消防組合消防局
千葉県	山武郡市広域行政組合消防本部
神奈川県	海老名市消防本部
山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部
	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

都道府県	消防本部
京都府	福知山市消防本部
	宇治市消防本部
和歌山県	那智勝浦町消防本部
	伊都消防組合消防本部
大阪府	大阪南消防組合大阪南消防局
兵庫県	豊岡市消防本部
高知県	高知市消防局
福岡県	田川地区消防本部
	大牟田市消防本部
大分県	国東市消防本部
宮崎県	宮崎県東児湯消防組合消防本部
鹿児島県	霧島市消防局
沖縄県	沖縄市消防本部
	浦添市消防本部

2 消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針（消防法第17条第2項関連）【12団体】

都道府県	消防本部
北海道	西胆振行政事務組合消防本部
	羊蹄山ろく消防組合消防本部
	とがち広域消防局
新潟県	上越地域消防局
	村上市消防本部
千葉県	山武郡市広域行政組合消防本部
富山県	富山市消防局
奈良県	奈良市消防局
和歌山県	那智勝浦町消防本部
大阪府	大阪南消防組合大阪南消防局
福岡県	田川地区消防本部
沖縄県	浦添市消防本部

3 危険物施設の技術基準に関する行政指導指針（消防法第10条第4項関連）【34 団体】

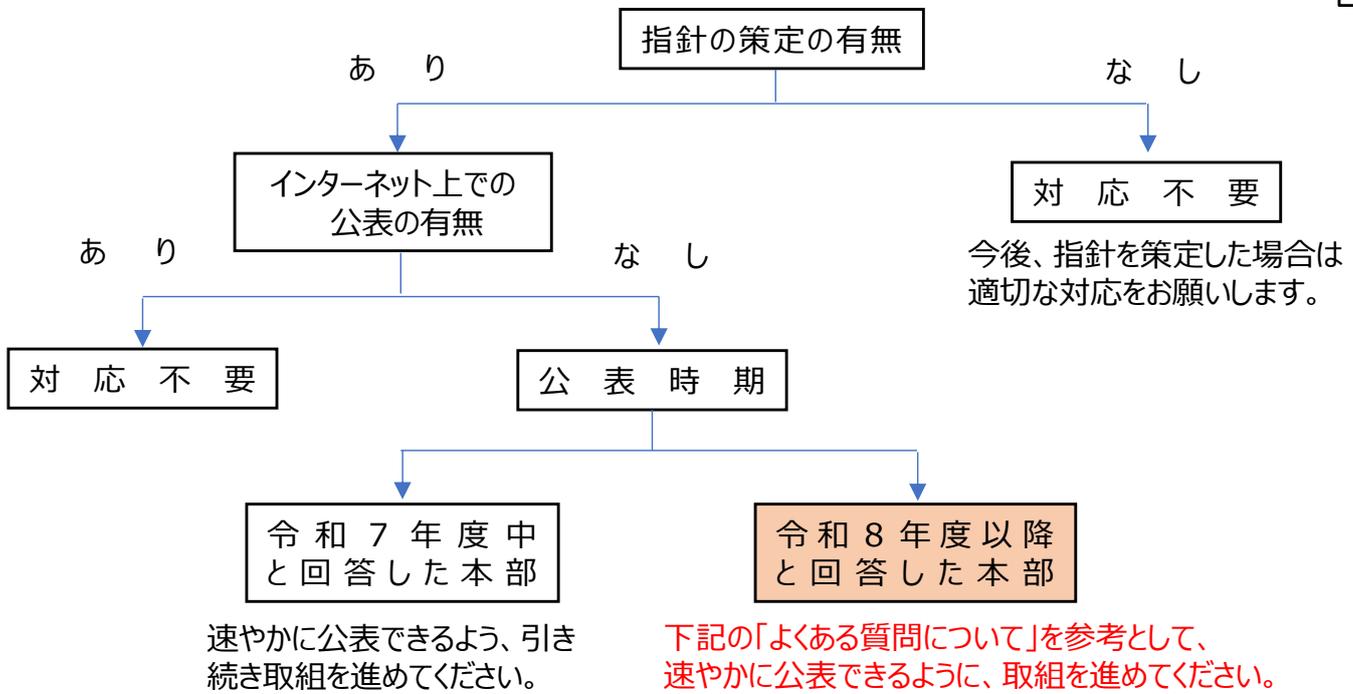
都道府県	消防本部
北海道	南渡島消防事務組合消防本部
	西胆振行政事務組合消防本部
	羊蹄山ろく消防組合消防本部
	北後志消防組合消防本部
	とち広域消防局
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部
福島県	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	双葉地方広域市町村圏組合消防本部
新潟県	村上市消防本部
栃木県	鹿沼市消防本部
茨城県	茨城西南広域消防本部
埼玉県	上尾市消防本部
	埼玉県央広域消防本部
千葉県	流山市消防本部
	市原市消防局
山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部
	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

都道府県	消防本部
愛知県	西春日井広域事務組合消防本部
富山県	富山県東部消防組合消防本部
京都府	乙訓消防組合消防本部
和歌山県	那智勝浦町消防本部
大阪府	大阪南消防組合大阪南消防局
	摂津市消防本部
兵庫県	松原市消防本部
	豊岡市消防本部
岡山県	倉敷市消防局
	玉野市消防本部
鳥取県	鳥取中部ふるさと広域連合消防局
福岡県	北九州市消防局
	大牟田市消防本部
	筑後市消防本部
大分県	大分市消防局
沖縄県	国東市消防本部
	沖縄市消防本部

4 危険物施設の技術基準に関する行政指導指針（消防法第9条の4第2項関連）【37 団体】

都道府県	消防本部
北海道	函館市消防本部
	長万部町消防本部
	西胆振行政事務組合消防本部
	三笠市消防本部
	恵庭市消防本部
	羊蹄山ろく消防組合消防本部
	富良野広域連合消防本部
	大雪消防組合消防本部
	北見地区消防組合消防本部
	とち広域消防局
青森県	下北地域広域行政事務組合消防本部
	北部上北広域事務組合消防本部
新潟県	村上市消防本部
栃木県	鹿沼市消防本部
埼玉県	上尾市消防本部
	埼玉県央広域消防本部
千葉県	山武郡市広域行政組合消防本部
山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部
	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

都道府県	消防本部
愛知県	豊橋市消防本部
	西春日井広域事務組合消防本部
岐阜県	恵那市消防本部
三重県	四日市市消防本部
富山県	富山市消防局
滋賀県	東近江行政組合消防本部
和歌山県	和歌山市消防局
	那智勝浦町消防本部
大阪府	大阪南消防組合大阪南消防局
	岸和田市消防本部
兵庫県	宝塚市消防本部
高知県	高知市消防局
福岡県	北九州市消防局
大分県	国東市消防本部
鹿児島県	薩摩川内市消防局
	霧島市消防局
沖縄県	指宿南九州消防組合消防本部
	沖縄市消防本部



■ これまでに消防本部から寄せられた質問と回答

	質問	回答
1	公表を前提として作成していないが、どうしたらよいか。	行政指導指針に該当する場合は、行政上特別の支障がない限り、公表することが必要です。 なお、一定の条件に該当する複数の者に対して同一の行政指導を行うために作成されたものでないため、公表を前提としていないのであれば、 <u>そもそもの文書の性格が事務引継書、内規等に該当する可能性があり、これら事務引継書や内規等については行政指導指針に該当しません。各消防本部で策定しているものが、行政指導指針に該当するの</u> かを再度確認してください。
2	行政指導指針の内容が、最新の法令等の内容を反映できておらず、改訂には時間がかかるがどうしたらいいか。	行政指導指針の内容の更新に相当の時間を要する場合は、 <b>当面は、策定時点を明らかにした上で、速やかに公表してください。</b> 【例】行政指導指針に「令和●年●月時点」と明記し、「本指針は令和●年●月時点のものであり、その後の法令改正等の内容については、消防本部までお問合せください。」等の補足説明を入れる。 その後、適宜、適切な時点の内容に改訂し、その際には改めて公表してください。 (なお、行政指導指針が策定されて以来、一度も改訂されておらず、当該指針全体についての改訂が必要となるような場合は、行政指導事項だけを抜粋した新たな行政指導指針を策定し、当該指針を公表する方法もご検討ください。)
3	行政指導指針の内容が、法令上義務となる内容と行政指導の内容を区別できておらず、改訂には時間がかかるがどうしたらいいか。	行政指導指針の内容について、本来的には、法令上義務となる内容と行政指導の内容が区別されているべきですが、内容の更新に相当の時間を要する場合は、 <b>当面は、法令上義務となる内容と行政指導の内容が混在していることを明らかにした上で、速やかに公表してください。</b> 【例】「本指針の記載内容には、法令上義務となる内容と行政指導の内容が含まれているので、ご不明な点があればお問合せください。」等の補足説明を入れる。

「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査の結果について」（令和5年9月27日付け消防予第531号・消防危281号）に記載の内容

1 行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項の規定により、地方公共団体の行政指導については、同法第2章から第6章までの規定は適用しないこととされているが、同法第46条の規定により、地方公共団体は、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、同法第36条では、行政指導について、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならないとされている。

各消防本部においては、消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針についても、各団体の行政手続条例等にのっとり、適切に対応すること。

2 （略）

3 公表方法については、事業者にとって利便性の高いインターネット上で公表することにより、事業者があらかじめ当該指針に沿った対応をとることができるようになり、消防本部及び事業者の双方に有効であることから、行政上特別の支障がない限り、インターネット上で公表すること。

4 なお、消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針を策定している消防本部のうち、法令上義務となる内容と行政指導の内容を区別していない消防本部においては、行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるものであり、行政指導が法令上の義務であるとの誤解を招かないよう十分に配慮すべきであることから、法令上義務となる内容と行政指導の内容を区別することが必要であること。

5 （略）